

目黒区中小企業センター及び目黒区勤労福祉会館における 指定管理者制度実施方針（案）について

1 経緯

目黒区中小企業センター及び目黒区勤労福祉会館については、「指定管理者制度活用の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、平成18年4月に指定管理者制度を導入したが、平成31年3月をもって現在の指定期間が満了する。

ついで、次期指定管理者の選定にあたっての基本的事項を基本方針に基づき定めるため、目黒区中小企業センター及び目黒区勤労福祉会館における指定管理者制度実施方針（以下「実施方針」という。）を策定することとした。

- 平成18年4月～21年3月 第1期指定期間
- 平成21年4月～26年3月 第2期指定期間
- 平成26年4月～31年3月 第3期指定期間

2 対象施設

目黒区中小企業センター及び目黒区勤労福祉会館

3 実施方針（案）

別紙のとおり

4 今後のスケジュール（予定）

平成30年6月	実施方針
7月～8月	募集要項の配布、募集申請の受付
8月～9月	選定評価
9月～11月	指定管理者候補者の決定、仮協定締結、指定管理者の指定に関する議案を区議会に提出
12月	選定結果公表
平成31年4月	基本協定及び年度協定締結、指定管理業務開始

以 上

目黒区中小企業センター及び目黒区勤労福祉会館における 指定管理者制度実施方針（案）

1 本方針の位置づけ

目黒区中小企業センター及び目黒区勤労福祉会館については、住民サービスの向上と経費の効率的な活用を目的として、平成18年4月に指定管理者制度を導入し、管理運営を行っているところであるが、平成31年3月をもって指定期間が満了する。

本実施方針は、平成17年1月に制定し、平成20年5月に改正された「指定管理者制度活用の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、平成31年4月以降の指定管理者を選定するにあたり必要な事項を定めるものである。

2 目黒区中小企業センター及び目黒区勤労福祉会館の運営に関する基本的事項

(1) 運営方針

ア 中小企業センター

目黒区中小企業センター条例に基づき、目黒区における中小企業の振興を図る。

イ 勤労福祉会館

目黒区勤労福祉会館条例に基づき、主として中小企業に働く勤労者の文化・教養及び福祉の向上を図る。

(2) 指定管理者制度活用の基本的考え方

目黒区中小企業センター及び目黒区勤労福祉会館の運営方針に基づき、利用者へのサービス向上と経費のより一層の効率的な活用を図る。

3 導入対象施設

(1) 名称

ア 目黒区中小企業センター

イ 目黒区勤労福祉会館

(2) 場所 目黒区目黒2-4-36

(3) 概要

ア 目黒区中小企業センター

延床面積 1,842.88㎡

施設内容 ホール（定員417人）、集会室（2部屋）、会議室

~~ホール、集会室（2室）、会議室~~

イ 目黒区勤労福祉会館

延床面積 1,320.00㎡

施設内容 集会室（3部屋）、サークル室、卓球室、洋弓場、娯楽談話室

4 指定手続き等に関する基本事項

(1) 指定の手続き

区は、指定管理者候補として議会に指定の議案を提出し、議会の議決を経て指定管理者を決定する。

(2) 管理業務の範囲

ア 中小企業センター及び勤労福祉会館施設の利用に関すること。

イ 勤労福祉会館の施設を使用して勤労者の文化・教養及び福祉の向上に関する事業を行うこと。

ウ 中小企業センターの施設を使用して産業振興に資する講座等の事業を行うこと。

エ 中小企業センター及び勤労福祉会館施設及び器具等の日常の維持管理に関すること。

※ 清掃業務や警備業務等いわゆるビルメンテナンス業務は含まない。

(3) 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間

(4) 個人情報保護

施設利用者の個人情報を取り扱うことから、目黒区個人情報保護条例に基づいて個人情報を保護する責務を有する。

(5) 情報公開

協定により情報公開の取り扱いに関する規程を作成することとし、その規程に基づく情報公開及び指定管理業務に当たり保有する個人情報の本人開示等を行うための措置を講ずる。

(6) 責任分担

指定管理業務に関する区と指定管理者の責任分担については、管理運営業務にかかわる法令等の新設・変更、事故・火災に伴う損害等について、協定を締結する際に定める。

(7) 暴力団等の排除

目黒区暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、暴力団関係者の関与を防止するため、募集要項において暴力団排除条項を盛り込むとともに、申込をした事業者(法人含む)に対して、誓約書を提出させる。

(8) 利用料金制

利用料金制は適用しない。

(9) 指定管理者の継続的評価

指定管理者による管理の実施状況を評価するため、毎年度事業報告の提出と利用者へのアンケート調査の実施を求め、事業報告及び利用者アンケートに基づき、区民生活部内に設置する評価組織により管理運営状況を継続的に評価する。

5 募集に関する基本事項

最も適切なサービスの提供者を選定するため公募とし、業務管理の内容及び募集条件ならびに選定に関する事項等を具体的に定めた募集要項を定める。

6 応募に関する基本事項

次の要件を全て満たす法人その他の団体であること。

- (1) 応募時点において、対象施設に類する施設における管理運営業務の実績があること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に規定する一般競争入札等の参加制限に該当しないこと。
- (3) 目黒区から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 最近1年間の法人税、消費税等を滞納していないこと。
- (5) 法人にあつては、会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。
法人格を有していない団体にあつては、代表者が破産法等に基づく破産開始手続の決定を受けていないこと。
- (6) 目黒区中小企業センター条例第4条の5及び目黒区勤労福祉会館条例第5条の5による指定の取り消し事由に該当していないこと。
- (7) 指定管理者になろうとする法人その他の事業者又は法人及びその役員若しくは使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体等ではないこと。

7 評価・選定に関する基本事項

(1) 選定体制

評価・選定組織として「目黒区区民生活部指定管理者選定評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置し、応募者の第一次評価（事業計画書等の書類審査など）、第二次評価（ヒアリングなどを必要に応じて実施）を行い、指定管理者の候補者として選定する。

(2) 選定のための評価基準

評価にあたっては、住民サービスの向上及び経費の効率的な活用について、以下の項目に従って総合的に評価する。

ア サービスの実施に関する事項

- (ア) 施設の設置目的を十分発揮する内容となっているか。
- (イ) 利用者の平等な利用の確保が図られるか。
- (ウ) 利用者の声を反映する仕組みになっているか。
- (エ) 被雇用者の技術や接遇を向上させる体制が整っているか。

イ 経営能力等に関する事項

- (ア) 管理を安定的に遂行する物的・人的能力があるか。
- (イ) 個人情報適切に管理できるか。
- (ウ) 情報公開に適切に対応できるか。
- (エ) 安全管理が確保されているか。
- (オ) 環境への配慮が適切になされているか。

ウ 管理運営経費の効率化に関する事項

- (ア) 管理運営経費の効率化が図られるか。

エ 法令等の遵守に関する事項

- (ア) 法令及び条例その他の規程を遵守し、適正な管理運営ができるか。

(3) 評価方法

評価委員会の評価点の合計が最も高く、適正な管理を行うことができると認める団体を候補者

として選定する。

ア 第一次評価（書類審査）

第一次評価においては、応募書類により、サービスに関する事項、経営能力に関する事項、管理運営経費の効率化に関する事項及び法令等の遵守に関する事項について書類審査を行う。

イ 第二次評価（プレゼンテーション）

第一次評価を通過した団体には、プレゼンテーションを実施した上で第二次評価を行い、第一次評価と第二次評価を総合し、選定委員会として指定管理者候補者を選定する。

（４）評価結果の公表

選定の経過及び結果は、目黒区のホームページなどで公表する。

8 兼業の禁止

指定管理者による公の施設の管理は、地方公共団体からの管理権限の委任により当該地方公共団体に代わって行うものであり、指定管理者との間で取引関係に立つものではなく、いわゆる「請負」には当たらないため、地方自治法第92条の2及び第142条（同条を準用する場合を含む。）並びに第180の5条第6項で規定する議員及び長（副区長へ準用）並びに行政委員会に対する兼業禁止規定は適用されない。しかし、指定管理者の選定は公正を期さなければならないことから、条例に基づき兼業を禁止する。

9 目黒区中小企業センター条例の改正

利用者サービスの向上と施設の有効活用を図る観点から、指定管理者に行わせる業務の範囲を拡大するため、平成30年第二回定例会に条例改正案を提出する予定。

10 今後のスケジュール（予定）

平成30年6月	実施方針
7月～8月	募集要項の配布、募集申請の受付
8月～9月	選定評価
9月～11月	指定管理者候補者の決定、仮協定締結、指定管理者の指定に関する議案を区議会に提出
12月	選定結果公表
平成31年4月	基本協定及び年度協定締結、指定管理業務開始

以 上